用語集

(本用語集は,島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業の「実施方針」、「施設整備・維持管理業務要求水準書」、「運営業務要求水準書」に係る用語を解説するものである。)

[あ行]

[か行]

【か】

外医治療(がいいちりょう)

疾病又は負傷の程度により,施設内で適当な治療ができない場合に,施設外の医師により行う治療のこと。通院の形で実施する。費用は国が負担する。

戒具(かいぐ)

受刑者の身体を拘束するために用いられる特定の製式による器具(手錠,捕縄)のこと。戒具の使用は,逃走・暴行・自殺のおそれがある場合や施設外に連行する場合に限られる。

戒護(かいご)

施設の安全及び秩序を維持するため、受刑者に対し、警戒し、監視し、指導し、命令し、更に、安全、秩序が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、侵害を阻止し、侵害を排除し、原状に回復させるため、直接に強制力を行使すること。

戒護区域(かいごくいき)(=保安区域)

外塀(がいへい)

受刑者の逃走や不審者の進入等を防止するため,施設の保安区域境界に設けられる 高さ約4.5mのコンクリート製の塀のこと。

開放的処遇(かいほうてきしょぐう)

受刑者の処遇に当たり,拘禁を確保するための物的人的予防措置(塀・錠・監視等)を緩和し,外部との交通を一定程度緩和した処遇形態のこと。

開放的施設(かいほうてきしせつ)

拘禁を確保するために通常必要とされる施設又は人的予防措置を設けず,又は講じない施設のこと。

仮釈放(かりしゃくほう)(=仮出獄)

受刑者を刑期の満了前に一定条件を付して釈放し、社会において更生を図ること。 受刑者に改悛の状があると認められる場合に、有期刑についてはその刑期の3分の1 を、無期刑については10年を経過した後に、所長の申請に基づき、地方更生保護委 員会が審理の上決定する。

環境配慮型官庁施設(かんきょうはいりょがたかんちょうしせつ)

環境配慮型官庁施設計画指針(平成11年建設省営設第29の2号)1.2(2)に定める「「環境基本法」の基本理念にのっとり、その計画から、建設、運用、廃棄に至るまでの、ライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮し、我が国の建築分野における環境保全対策の模範となる官庁施設」をいう。

環境負荷(かんきょうふか)

環境配慮型官庁施設計画指針1.2(1)に定める「官庁施設の整備及び利用に伴い環境に加えられる影響であって,環境保全の支障の原因となるおそれのあるもの」をいう。

管区機動警備隊(かんくきどうけいびたい)

施設における警備対策の一環として各矯正管区に置かれる組織のこと。逃走,暴動,災害等の非常事態の発生した施設に出動し,その施設の警備応援その他の警備活動及び災害復旧その他の救援等に従事することを任務とする。

官庁会計事務データ通信システム(ADAMS)(かんちょうかいけいじむでーたつうしんしすてむ(あだむす))

歳入徴収官や支出負担行為担当官,支出官等の国の会計機関における予算管理,債権の管理及び履行の請求,支出の実行等及びこれらに関する記録・報告等の会計事務処理を効率的に処理するため,各官署に端末機を設置し,同機と財務省会計センターの中央処理装置とを通信回線で結び,即時処理を行うシステムのこと。各省庁の各官署に設置されている。

願せん(がんせん)

受刑者が,各種の願い出をする際,その内容を記載して職員に提出する書面のこと。 簡単な願い出でについては,口頭で処理することもあるが,重要な内容のものや 処理に時間のかかるものについては,願せんで受け付けることとしている。

管理棟(かんりとう)

保安区域内で,処遇本部事務室が設置されている庁舎のこと。

【き】

基準額(きじゅんがく)

作業賞与金の計算のための基準となる就業時間1時間当たりの金額のこと。

給養(きゅうよう)

受刑者に衣食その他生活に必要な物を給貸与すること。

休養(きゅうよう)

疾病にかかり又は負傷した受刑者に就業を免じ,その疾病(負傷)の程度に応じて 病室等に収容し治療を受けさせること。

教化(きょうか)

受刑者の自主性を尊重しつつ、その人格形成を促進する作用のこと。

教科教育(きょうかきょういく)

義務教育未修了の受刑者等に対し,本人の希望に応じて義務教育課程の教科等を指導すること。

行刑施設 (ぎょうけいしせつ)

刑務所, 少年刑務所及び拘置所の総称。

矯正管区(きょうせいかんく)

矯正施設の運営の管理に関する事務を分掌する法務省の地方支分部局のこと。

矯正護身術(きょうせいごしんじゅつ)

職員が職務の執行に当たり,実力行使を行う必要がある場合において,相手を傷つけることなく制する手段として用いる護身術のこと。

矯正施設(きょうせいしせつ)

刑務所,少年刑務所,拘置所,少年院,少年鑑別所及び婦人補導院の総称。

矯正情報ネットワークシステム(CONET)(きょうせいじょうほうねっとわーくしすてむ (こーねっと))

矯正管区,矯正施設及び矯正研修所における各種業務の省力化・自動化を目的とするシステムのこと。運用に当たっては,被収容者データ管理システム,給食管理システム,給与計算システム,旅費計算システム,領置金管理システム,作業賞与金管理システム等,各種ソフトウェアを使用している。

なお,東日本バックアップセンターは川越少年刑務所に,西日本バックアップセンターは大阪刑務所に設置されている。

居室(きょしつ)

受刑者が起居する部屋のこと。

[t]

刑期計算(けいきけいさん)

自由刑の始期及び終期を算出すること。裁判確定の日を起算日として,刑の終了日, 仮釈放応当日などを算出する。

刑執行開始時の指導等(けいしっこうかいしじのしどうとう)

新たに入所した受刑者に対して,所内生活に関するオリエンテーションや必要な行動訓練等の指導を行うこと。

軽屏禁(けいへいきん)

居室内に謹慎させ、犯した規律違反行為に対する反省を促すことを目的とした懲罰のこと。

刑務官(けいむかん)

行刑施設に勤務する公安職俸給表(一)の適用を受ける法務事務官のこと。

刑務共済組合(けいむきょうさいくみあい)

矯正施設等に勤務する職員のための国家公務員共済組合のこと。本部長が定める行 刑施設の長等が支部長,総務部長等が出納役,会計課長等が出納主任となっており, 支部業務は会計課が所管している。

刑務作業(けいむさぎょう)

行刑施設において,被収容者に行わせる作業のこと。受刑者にあっては,社会に復帰した後に,善良な市民として適応できるよう,作業を通じて勤労精神を涵養し,かつ,職業についての知識や技能を向上させることを目的とする。

携有物(けいゆうぶつ)

受刑者が,入所の際に,所持・携帯している金品のこと。

検閲(けんえつ)

受刑者が発受する信書や,閲読する文書,図画などの内容をあらかじめ調べること。 検閲の結果,施設の規律秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの及び受刑者の教化の妨げとなるものは,その全部又は一部につき,発受又は閲読不許可となる。

[]

更衣所 (室)(こういしょ(しつ))(=検身場)

受刑者が刑務作業のため居室と工場を往復のため更衣する際,危険物等の持ち出し や持ち込みがないかなどの確認を行う部屋のこと。

構外作業(こうがいさぎょう)

構外で実施する刑務作業のこと。構外作業には,施設から一般の事業所や構外農場に通う「通役作業」と開放的な作業場を設置して泊り込みで作業を行う「泊込み作業」がある。

考査(こうさ)

受刑者の鑑別,分類及び作業の指定等に関する業務のこと。

〔さ行〕

【さ】

在監証明書(ざいかんしょうめいしょ)

行刑施設への収容の事実を証明する書面のこと。自動車運転免許証の更新,児童扶養手当の申請,生活保護の申請,国民健康保険の保険料減免などの申請を行う場合において,法令の規定により身体の自由を拘束されていたことを証明する必要があるときに,個別の申請に応じて,行刑施設の長の裁量により行われている。

菜代指定額(さいだいしていがく)

受刑者に給与する1日1人当たりの副食の額のこと。

歳入徴収官(さいにゅうちょうしゅうかん)

各省各庁の長から所掌の歳入の徴収に関する事務を委任された各省各庁所属の職員のこと。歳入を調査決定し、債務者に対して納入の告知をする権限を有する。刑務所では、所長がその任に当たっている。

作業賞与金(さぎょうしょうよきん)

刑務作業に就業した受刑者に対して,行状,作業の成績等をしん酌して支給される 金銭のこと。労働の対価としての金銭ではなく,国家が恩恵的に支給する賞与であって,受刑者に対しては,勤労意欲の促進を図り,かつ釈放後の更生資金に充てさせよ うとするものである。

作業等級(さぎょうとうきゅう)

受刑者について,その技能,就業期間及び作業成績を勘案して,1等工から9等工及び見習工のいずれかに格付けするもの。作業賞与金の計算の基準となる。新たに

就業する者及び他の職種から転業した者の等級は,原則として「見習工」となる。

差入れ(さしいれ)

外部の人が受刑者に金品を送付すること。郵送,持参等により送付される。

参観(さんかん)

外部の者に,施設の内部を見せること。学術研究その他正当の理由で参観を願い出た場合に,一定の条件の下に所長が許可できる。

なお , 願い出に応じて許可する参観とは別に , 広報を目的として , 施設が希望者 を募集して実施する「広報を目的とする施設見学」がある。

事件送致(じけんそうち)

事件の捜査を行った司法警察員から検察官に事件を送ること。行刑施設内で犯罪が 発生した場合には,一定の限度で,司法警察職員の権限を付与された刑務官が捜査を 行う(いわゆる「特別司法警察職員制度」)。

自己契約作業(じこけいやくさぎょう)

受刑者が民間事業者等との請負契約により行う物品の製作その他の作業のこと。

自己用途物品(じこようとぶっぴん)

受刑者が施設内で使用が認められる作業賞与金により購入した私有の物品のこと。

指示(しじ)(達示(たつじ))

施設の内規のこと。達示,所長指示,部長指示,首席指示などがある。

施設警備隊(しせつけいびたい)

行刑施設の秩序維持を図るため専門的な組織として設置されたもの。巡回警備,門 衛等の施設全般にわたる警備業務のほか,職員の訓練,事件送致等の職務を行う。

実力行使(じつりょくこうし)

直接的な強制力を行使すること。刑務官は,戒護権の行使により,施設の安全及び 秩序が侵害され,又は侵害されるおそれがある場合に,侵害を阻止し,侵害を排除し, 原状に回復させるため,直接に強制力を行使することがある。

自費治療(じひちりょう)

受刑者の費用で,外部の医師による治療を願い出たとき,情状により許可することができる制度。

自弁物品(じべんぶっぴん)

官給品の対語。受刑者の入所時に携有した物品,領置金により購入した物品,自己 用途物品,及び差入れにより入手した物品で,施設内での使用が認められているもの のこと。

自弁購入(じべんこうにゅう)

受刑者が、領置金又は作業賞与金で、文具や日用品など施設内での使用が認められるている物を購入すること。

釈放前指導(しゃくほうまえしどう)

仮釈放が見込まれる者や刑期満了による釈放日が近付いた者に対して,社会に復帰し,更生するための準備や生活設計について,指導を行うこと。

集団室(しゅうだんしつ)

複数の受刑者を収容する居室のこと。

受刑者(じゅけいしゃ)

懲役,禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置されている者のこと。

宗教教誨(しゅうきょうきょうかい)

受刑者の希望により, 篤志の宗教家(教誨師)による説話,宗教行事,教典の読唱などを行うこと。

収容分類級(しゅうようぶんるいきゅう)

受刑者を収容すべき施設又は施設内の区画を区別する基準となる分類級のこと。 A級(犯罪傾向の進んでいない者), B級(犯罪傾向の進んでいる者), W級(女子), F級(日本人と異なる処遇を必要とする外国人), J級(少年=未成年), Y級(26歳未満), M級(精神障害者), P級(身体疾患又は身体障害を有する者), L級(執行刑期8年以上の者), O級(開放的処遇), I級(禁錮)がある。

巡閲(じゅんえつ)

法務大臣の任命した職員が施設に赴き、受刑者の処遇及び事務の執行を検査しその 適否を調査するほか、受刑者の情願を受け、法令等に則り一般的指示を与え、事務を 指導する制度のこと。

遵守事項(じゅんしゅじこう)

受刑者が刑事施設内で生活するに当たり遵守すべき事項として,当該刑事施設の長が定めたもの。

称呼番号(しょうこばんごう)

受刑者に付けられる番号のこと。

情願(じょうがん)

受刑者が,施設の処置に不服がある場合に,法務大臣及び巡閲官に申し立てることができる制度のこと。

職員点検(しょくいんてんけん)

職員朝(夕)礼のこと。出勤時及び退庁時の職員点呼を行う。

処遇分類級(しょぐうぶんるいきゅう)

処遇の重点方針を区別する基準となる分類級のこと。V級(職業訓練を必要とする者), E級(教科教育を必要とする者), G級(生活指導を必要とする者), T級(専門的治療を必要とする者), S級(特別な養護的処遇を必要とする者), O級(開放的処遇適格者) N級(経理作業適格者) がある。

処遇類型別指導(しょぐうるいけいべつしどう)

個々の受刑者の罪名又は犯罪に陥る原因となった性行,その他の円滑な社会復帰の 障害となり得る要因に着目して,同じ類型に属する者を小集団として編成し,その社 会適応上の問題点を改善することを目的として行う指導のこと。

職業訓練(しょくぎょうくんれん)

受刑者に対し,職業に必要な知識や技能を習得させるために行う訓練のこと。現在, 溶接,電気工事,自動車整備,建築,製版印刷,理容,美容,介護サービス,情報処 理などの訓練を実施している。

新入調べ(しんにゅうしらべ)(=入所時調べ)

【す】

炊場(すいじょう)(=調理場)

【せ】

正門(せいもん)

施設外から施設内の一般区域の庁舎に通ずる通路に設置される門のこと。

接見(せっけん)(=面会)

セルコールシステム(せるこーるしすてむ)

居室内にいる受刑者が、中央監視室の職員と連絡を取る際に用いるシステムのこと。

【そ】

捜検(そうけん)(=保安検査)

〔た行〕

【た】

単独室(たんどくしつ)

受刑者を単独で収容する居室のこと。単独室には四種類あり,外側から施錠される 単独室を閉鎖単独室といい,終日この中で生活させる処遇を昼夜独居処遇という。ま た,夜間のみを単独室で処遇することを夜間独居処遇という。

第1種単独室

一般の受刑者を収容する単独室。

第2種単独室

自傷等のおそれがある受刑者を収容できる単独室。室内の配管・突起等をなくす仕様となっている。

第3種単独室

居室の中で大声や騒音を発するおそれのある受刑者を収容できる単独室。他の居室に影響を与えないよう区画した防音等の仕様となっている。なお,窓外にプランターを設ける等,収容中の拘禁感を和らげる工夫がされている。

第4種単独室

精神状態が不安定な受刑者を収容できる単独室。原則として病棟内に設ける。他の 居室と区画し,前室を設けてカウンセリング等を行うことができる仕様となっている。 なお,窓外にプランターを設ける等,収容中の拘禁感を和らげる工夫がされている。

【ち】

庁舎区域(ちょうしゃくいき) 施設の区域のうち,保安区域以外のこと。

懲罰(ちょうばつ)

規律違反を行った受刑者に対して科す秩序罰のこと。叱責,3ヶ月以内の新聞・図書の閲読禁止,作業賞与金計算高の削減,2ヶ月以内の軽屏禁などがある。

調理場(ちょうりじょう)(=炊場)

受刑者の食事の調理及び配食を行う調理場のこと。

【て】

提供作業(ていきょうさぎょう)

生産に用いる原材料の全部が契約の相手方から提供された物品である作業又は受刑者の労務のみを提供して行う作業のこと。契約の相手方から受刑者の又は受刑者の労務の対価として賃金を徴収する。

点検(てんけん)

朝・夕居室において、また、受刑者が移動する都度、受刑者の点呼を行うこと。

【と】

篤志面接委員(とくしめんせついいん)

矯正管区長の委嘱を受けて,専門的な知識や経験に基づき,受刑者の精神的悩み や将来の生活設計などの諸問題について助言・指導を行う者のこと。学識経験者等 に委嘱している。

特殊自動警報装置(とくしゅじどうけいほうそうち)(=防犯線)

微弱電流が流れ、何らかの物が接触した場合に警報が鳴るように外塀に取り付けられた電線(振動センサー)のこと。

取調べ(とりしらべ)

受刑者が規律違反を行ったと疑われる場合に,その容疑事実を確認するため行う事情聴取のこと。なお,取調中の受刑者は,原則として昼夜独居処遇となる。

[な行]

【な】

中門 (なかもん)

庁舎区域から戒護区域への入り口として設けられた門のこと。通常,二重の扉,二 種類の錠で閉鎖する構造となっている。

[[]

入所時調べ(にゅうしょじしらべ)(=新入調べ)

受刑者が入所時に所持する物品について、領置するものと廃棄するものとの確認を

行う業務のこと。

日課表(にっかひょう)

刑務作業に就いた受刑者ごとの就業状況を記録し,作業賞与金を計算するときに使用する表のこと。就業時間,生産高等を記入する。

[は行]

【は】

半開放処遇(はんかいほうしょぐう)

昼間は居室に施錠をせず,建物の一部内での移動を自由にさせ,夜間に施錠する処 遇形態のこと。

【ひ】

非常電鈴装置(ひじょうでんれいそうち)

非常ベルのこと。工場,渡り廊下,舎房,事務所,宿舎等,施設内の各所に設置され,非常事態を認めた場合にボタンを押すと,保安本部や待機室等でベルが鳴り,発報箇所が備え付けの電光表示板等により伝達される設備のこと。

病院移送(びょういんいそう)

施設内で適当な治療ができない場合に,外部の医療機関に移送して,治療を受けさせること。病院に移送された者は,法律上は受刑者として扱われる。費用は国が負担する。

[3]

物品管理官(ぶっぴんかんりかん)

物品管理法に基づき,各省各庁の長が所管各庁の職員に委任して設置する物品管理機関のこと。行刑施設においては,総務部長がその任に当たり,所管に係る国の物品及び受刑者の領置物品などを管理する。

分界(ぶんかい)

同一区画内において,衝立等の設備により,相互の視界を遮る程度に拘禁場所を区分すること。

分隔(ぶんかく)

障壁を設置して相互の視界を遮り,通常の話し声も聞こえない程度に厳格に区画 を別にすること。 分類処遇(ぶんるいしょぐう)

個々の受刑者の問題点を明らかにするための科学的な調査に基づき,処遇計画を立て,さらに,その計画を効率的に実施するためのグループ編成を行い,当該グループに応じ適切な処遇を実施すること。

分類調査票 (ぶんるいちょうさひょう)

分類調査の結果やこれに基づく処遇の経過を記載した書類のこと。

【ほ】

保安区域(ほあんくいき)(=戒護区域)

受刑者が拘禁され,日常生活を送る区域のこと。収容棟,工場,職業訓練棟などは, すべて保安区域内にある。

保安検査(=捜検)

居室や工場,受刑者の身体について行う捜索や検査のこと。

防犯線(ぼうはんせん)(=特殊自動警報装置)

保護室(ほごしつ)

受刑者の鎮静及び保護のため設けられた特別の設備・構造を有する単独室のこと。 保護室への収容は、 逃走のおそれ、 他人に暴行又は傷害を加えるおそれ、 自 殺又は自傷のおそれ、 職員の制止に従わず、大声又は騒音を発する、 居室内を汚 染し、器物を損壊するなど異常な行動を反復するおそれがある場合に限られる。

補綴(ほてつ)

受刑者の衣類,寝具を繕うこと。

〔ま行〕

【み】

身分帳簿(みぶんちょうぼ)

受刑者の氏名,本籍,刑期,写真,指紋,身体的特徴等が記された個人台帳のこと。表紙,身上調査表,刑の執行指揮書,判決書謄本(又は抄本),分類調査表,工場舎房指定表,視察表,成績考査表,懲罰表,接見表,書信表,健康診断簿,診療表等が編綴される。

【め】

名籍(めいせき)

受刑者の氏名,身分等に関する業務のことであり,被収容者身分帳簿の管理,受刑者を収容する際の本人確認や適法な収容であることを証する書面の確認,刑期の計算などを行う。

面会(めんかい)(=接見)

受刑者が,外部の者と面会すること。面会の相手方は,原則として親族に限られ, 面会回数は,入所当初は月に一回である。

面接(めんせつ)

インタビューのこと。分類調査において,心理検査,医学的診察,行動観察などと 併せて行う調査手法のこと。

[や行]

〔ら行〕

[(1)]

糧食(りょうしょく)

主食及び副食として受刑者に給与される食料(三度の食事)のこと。

領置(りょうち)

受刑者が行刑施設に入所する際に所持・携帯してきた金品や,入所中に外部の人から差し入れられた金品,自費で購入した物品について,その占有を強制的に行刑施設に移して行う公法上の管理行為のこと。

領置倉庫(りょうちそうこ)

領置する物品を保管する倉庫のこと。

領置金台帳・領置品基帳(リょうちきんだいちょう・りょうちひんもとちょう) 各受刑者ごとに作成する領置物品の目録・出納記録のこと。

領置調べ(りょうちしらべ)

受刑者のすべての所持品を領置品基帳に登載するために行う確認作業のこと。

【る】

累進処遇(るいしんしょぐう)

刑の執行の過程に数個の階級を設け、入所したときに最も下の級に属していた受刑者を,処遇段階での成績に応じて順次上の階級に進め,それに伴って徐々に優遇を与え,また自由の制限を緩和することによって社会生活に近づけるとともに,共同生活における責任を加重することにより,社会適応性を付与する制度のこと。